

令和2年5月

事業者の皆様

旭川市総務部契約課

旭川市建設工事簡易型総合評価一般競争入札試行要領の一部改正について

旭川市では、令和2年度から総合評価方式により実施する一般競争入札に「地域貢献特別簡易型」方式及び「舗装特別簡易型」方式を追加することとしましたのでお知らせします。

地域貢献特別簡易型は、旭川市が発注した災害復旧工事及び総合除雪維持業務（土木部担当）の施工実績を、評価項目とする方式です。

評価基準については、別紙の「標準的な評価基準」を御確認してください。

舗装特別簡易型は、受注希望者の「自社雇用の技能者の配置」、「主要機械の自社保有」及び「アスファルトプラントの所有」の状況の評価項目とする方式です。（国土交通省の提言を踏まえて実施するものです。）

評価基準については、別紙の「標準的な評価基準」を御確認してください。

総合評価方式による入札においては、旭川市建設工事等低入札価格調査要領に基づく、調査対象工事となります。入札額が調査基準価格未満である場合は、落札決定を保留し、当該入札書を提出した事業者に事情聴取を行うこととなりますので御承知願います。

（※ 低入札価格調査要領に基づく失格判断基準を下回る場合は失格となります。）